

# 運営指導における主な指摘事例

## ～指摘事例と注意点～

相談系

地域移行支援、地域定着支援、  
計画相談支援、障害児相談支援

アセスメント

利用者の居宅、GH、施設、病院を訪問し、面談する。

サービス等利用計画案

支給決定(市町村)

サービス担当者会議

サービス等利用計画

各種サービス利用等

モニタリング

利用者の居宅、GH、施設、病院を訪問し、面談する。

継続サービス利用支援  
(モニタリング)

サービス担当者会議

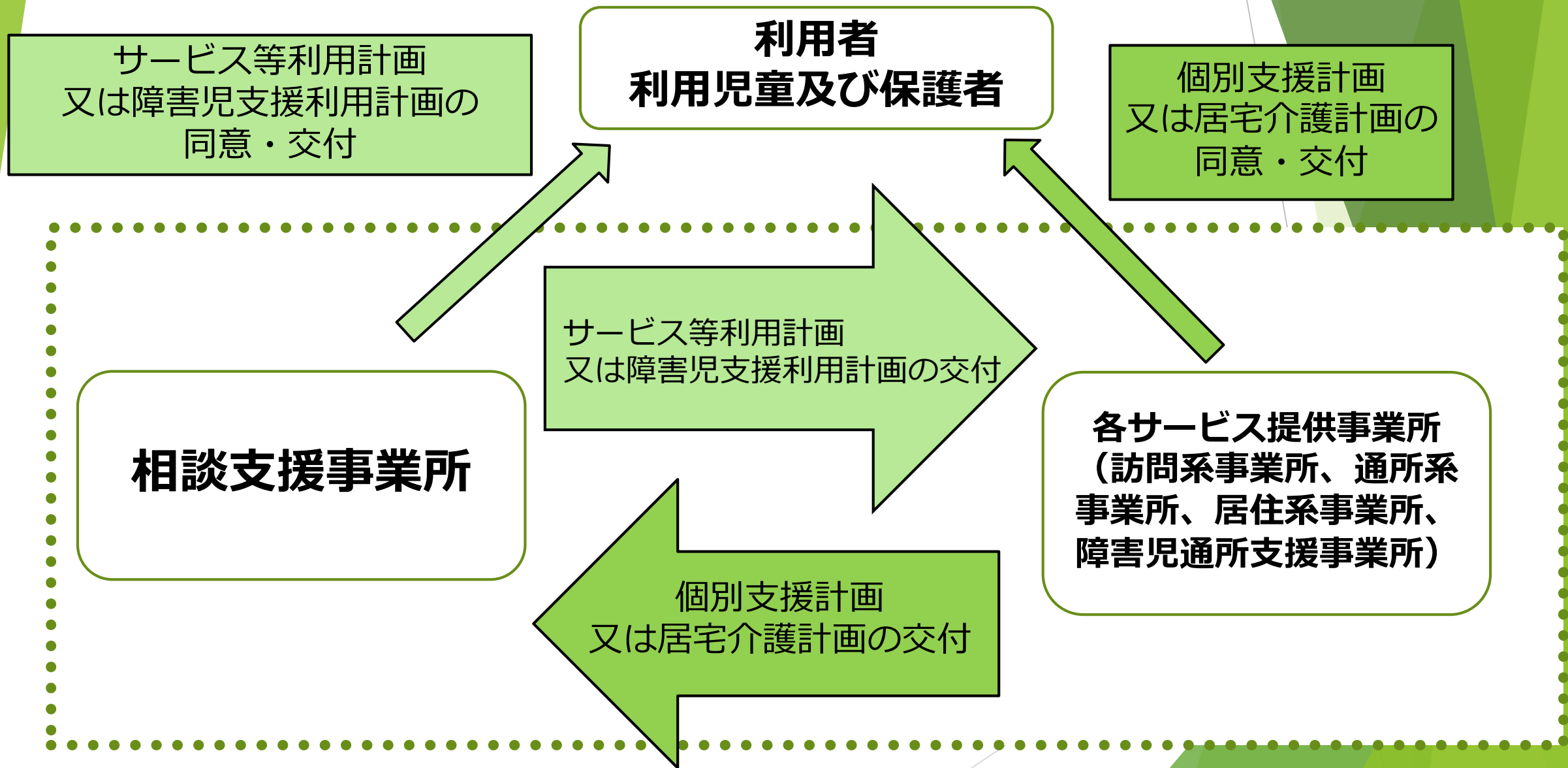
サービス等利用計画の変更

やむを得ない場合を除き、障害者本人の参加が原則

参加している旨を記録に残す

※作成したサービス等利用計画については、各サービス事業所へ交付する必要があります。

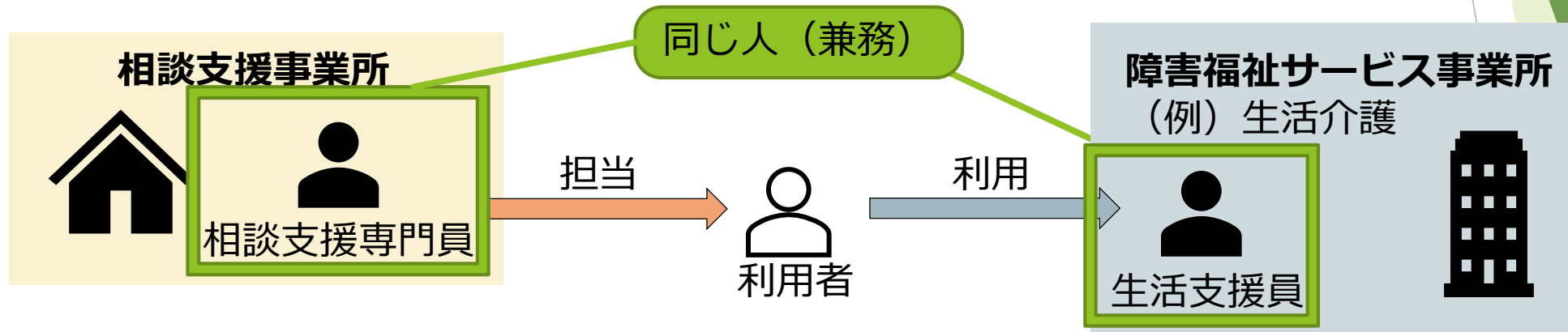
# 相談支援事業所と各サービス提供事業所間での互いの計画の共有



# 相談支援専門員の兼務

中立性や異なる視点での検討が欠如する恐れがあるため

担当利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務は**不可**



例外① 身近な地域に相談支援事業所がない

例外② (一定期間の猶予)

支給決定または支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者

例外③ 市町村がやむを得ないと認める場合

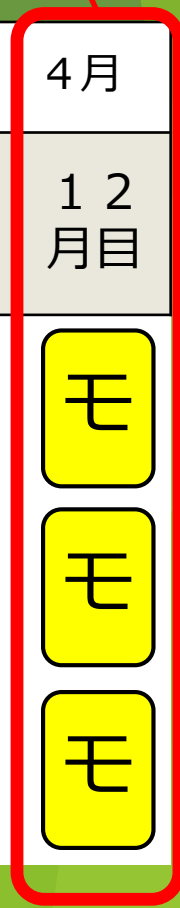
# モニタリングの標準期間のイメージ

※当該期間は「標準」であり、利用者の状況やサービスによって異なることに留意。

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画の作成を合わせて実施。この場合、計画作成費のみ算定可能。

支給決定の有効期間が1年の場合	5/1に利用開始する場合の例							11/1					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
数え方		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1カ月ごと		モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ
3カ月ごと		モ	モ	モ			モ			モ			モ
6カ月ごと		モ	モ	モ			モ						モ

支給決定（新規等）



# 計画相談支援の報酬算定における注意点

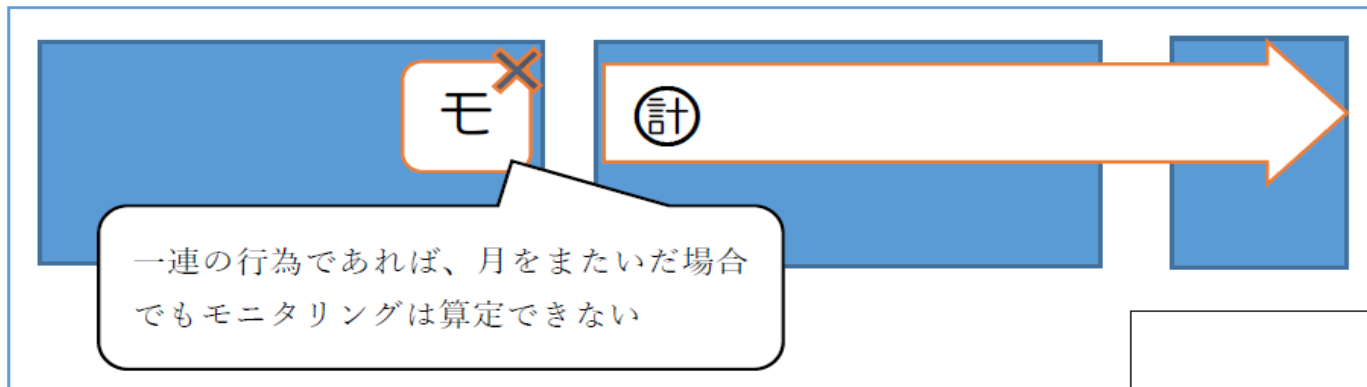
## サービス利用支援費

計画作成の一連の支援（モニタリング含む）に対する報酬

## 継続サービス利用支援費

モニタリング報告書に対する報酬

計画作成のためのモニタリングに対しては、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定

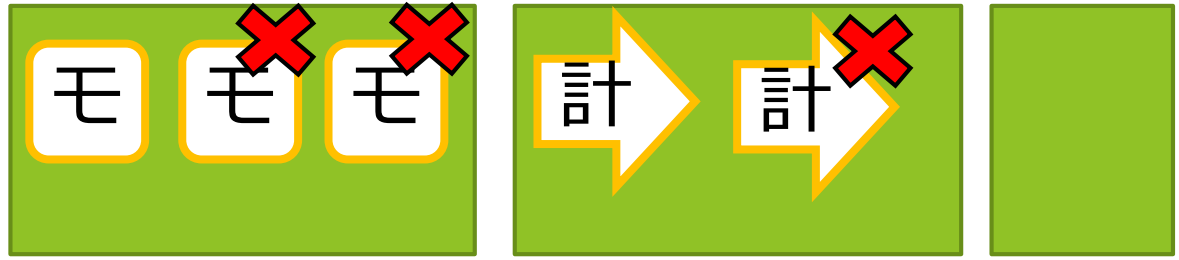


※月をまたいでも、請求できるのはサービス等利用支援費の1回のみ（計画作成一連の手続きにモニタリングが含まれるイメージ）

## 《指摘事例》

- ・サービス等利用計画作成でサービス利用支援費を算定していたが、一連のモニタリングについても継続サービス利用支援費として算定していた。（モニタリングの二重請求になっていた。）

①



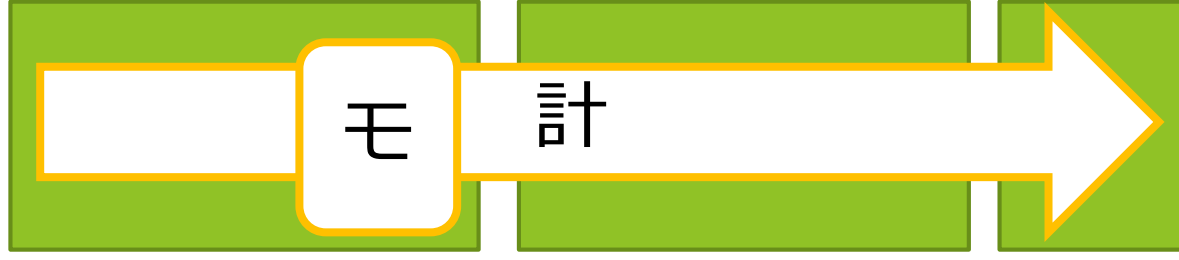
※同一月に複数回実施しても複数回の請求不可

②



※同一月にモニタリングと計画作成を実施した場合、モニタリングの請求不可

③



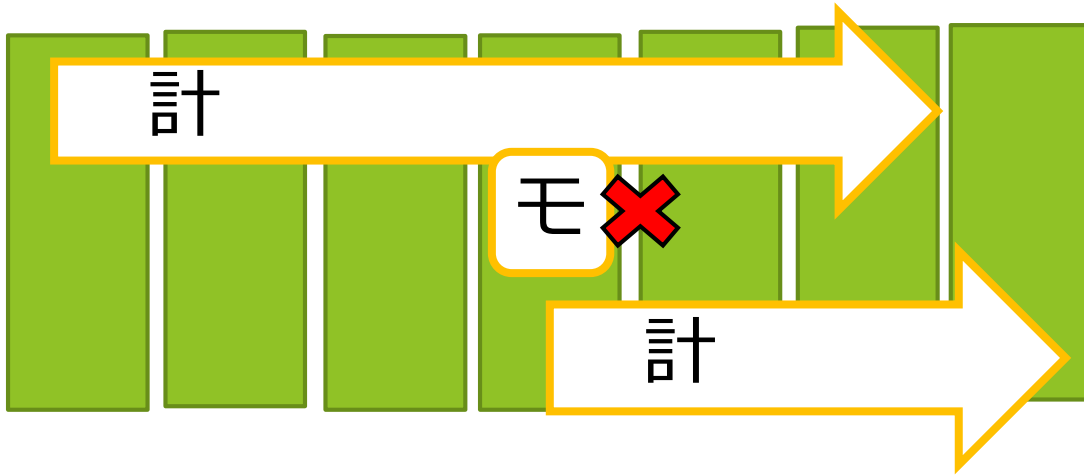
**【申請必要】**計画作成後、同一月にモニタリングを実施した場合、必要に応じてモニタリングの算定可能

④



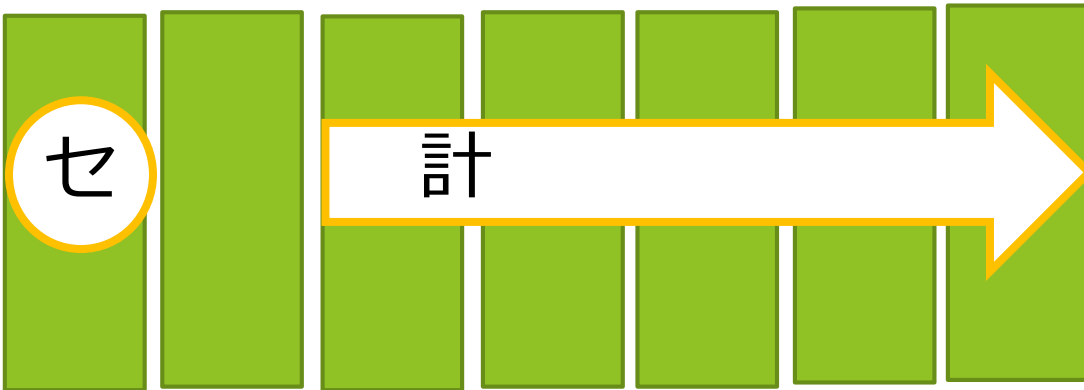
**【申請必要】**本来のモニタリング月以外でモニタリングを実施した場合、継続サービス利用費を算定可能

⑤



※サービス追加等で計画変更を行う場合、モニタリングの算定不可

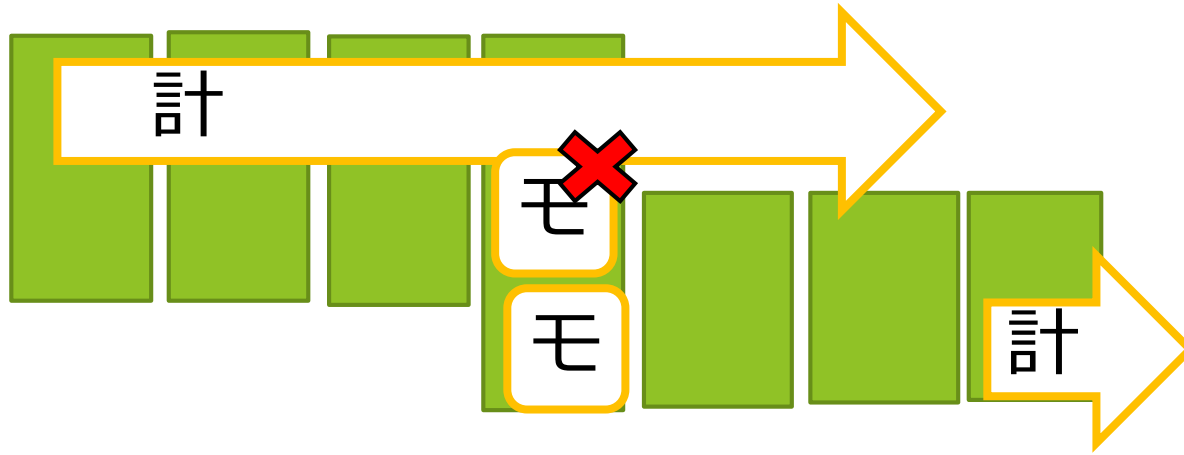
⑥



※セルフプランから新たに計画相談を導入する場合、モニタリング月に限らず、適宜、サービス利用支援費の算定可能



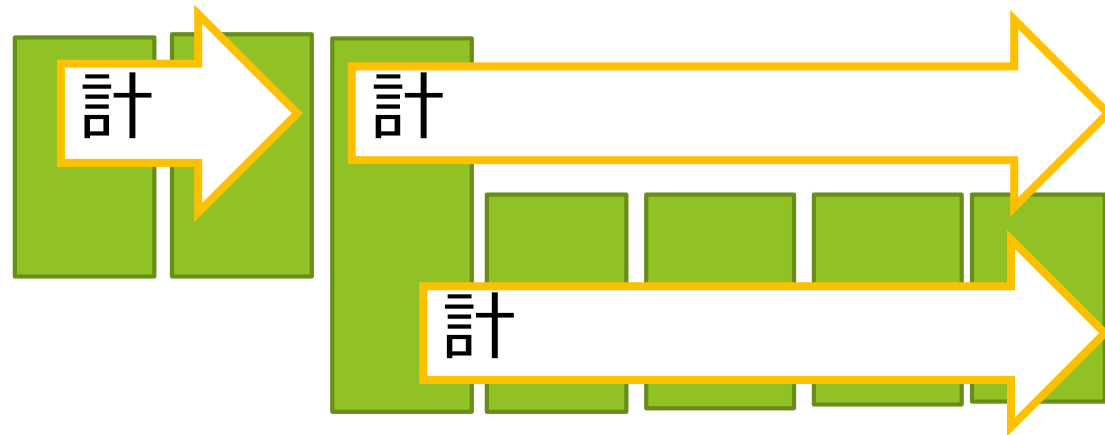
⑦



事業所変更等の際、モニタリングは  
**一方のみ**算定可能

※モニタリング月等に限らず、事業所  
引継ぎを行った時点で 計画相談事業所  
変更届を提出すること

⑧



※計画作成後、同一月に転居等で支給決定  
の市町村が変わり、再度転居先の市町村で  
計画を作成した場合、新旧双方の市町村で  
サービス利用支援費の算定可能

# 掲示

## 《注意点》

見やすい場所に掲示が必要

- 運営規程の概要
- **基本相談支援及び計画相談支援の実施状況**  
(**1月あたりの相談件数等**)
- 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制
- その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

掲示漏れが多かった内容

## 《指摘事例》

- 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制が掲示されていない。
- 退職した相談支援専門員を含めた体制を記載していた。

# サービス提供時モニタリング加算

対象	モニタリング時又はそれ以外の機会
必要要件	事業所orサービス提供場所を訪問し、サービス提供状況を確認し、記録を作成した場合

## 注意

定期のモニタリング月にサービス提供時モニタリング加算を算定する場合、利用者の居宅等（居宅、GH、施設、病院）へ訪問しての面談に加えて、サービス提供場所を訪問しサービス提供場面を確認する必要があります。

利用者の居宅等での面談を行わずに、利用者の通所先の事業所のみを訪問し、サービス提供場面を確認して継続サービス利用支援費とサービス提供時モニタリング加算の両方を算定していた不適切事例がありました。

# その他の加算

初回加算	新規の計画作成、もしくは障害福祉サービス・地域相談支援の利用が6カ月以上ない場合 ※計画相談支援事業所との契約月から計画案の交付まで4か月以上かかり、一定の要件を満たした場合さらに加算
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時（計画作成時のモニタリングを除く）に居宅等への訪問に加え担当者会議を実施した場合 ※メールでの情報共有となった場合は算定不可 ※サービス等利用計画を変更した場合は算定不可
集中支援加算	計画作成月及びモニタリング実施月以外の以下の業務について（それぞれ）評価 ①月2回以上の居宅等への訪問による面接 <b>通所先の事業所への訪問</b> × ②サービス担当者会議の開催 ③関係機関が開催する会議への参加 ④病院通院にあたり、病院等を訪問し職員に情報提供をする ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じ、情報提供をする
居宅介護支援費重複減算	同じ相談支援専門員が、利用者（介護保険法の要介護・要支援でもある者）に対し、障害福祉のサービス等利用計画と介護保険のケアプランの両方を担当した場合に減算

# その他の加算

入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合 ①入院先の病院等を訪問して情報提供 ②病院への訪問以外による情報提供
医療・保育・教育機関等 連携加算	サービス利用支援または継続サービス利用支援を実施する月に連絡調整を行った場合 ①福祉サービス等提供機関と面談または会議を行い、利用者の情報提供をした場合 ②通院するにあたり、病院を訪問し、情報を提供した場合 ③福祉サービス等提供機関からの求めで、情報を提供した場合

# 地域移行支援 その他の加算

障害福祉サービスの 体験利用加算	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合 ※障害福祉サービス事業所には、地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型やⅡ型）は含まれない
体験宿泊加算	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 Ⅰ GH等で昼間のみの宿泊支援 Ⅱ GH等で昼間及び夜間を通じて宿泊支援（利用開始日と終了日の両方算定可能）